役員の報酬等並びに費用に関する規程

（目的）

第１条 この規程は、特定非営利活動法人フードバンク TAMA（以下「本団体」という。）の定款第 18 条に基づき、本法人の役員の報酬等並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（定義等）

第２条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

（１）役員とは、理事及び監事をいう。

（２）常勤の理事とは、理事のうち、本法人を主たる勤務場所とする者をいう。また、常勤でない理事とは、それ以外の理事をいう。

（３）常勤の監事とは、監事のうち、本法人を主たる勤務場所とする者をいう。

（４）報酬等とは、その名称の如何を問わず、報酬、賞与その他の職務遂行の対価として受ける財産上の利益であって、費用とは明確に区別されるものとする。

（５）費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、旅費（宿泊費を含む。）等の経費をいい、報酬等とは明確に区別されるものとする。

（役員報酬）

第３条 理事、監事の役員報酬は支給しない。

（費用）

第４条 役員が負担した費用については、これの請求があった日から遅滞なく支払うものとする。

（改廃）

第５条 この規程の改廃は、理事会の決議で行う。

附則

この規程は、令和４年６月１日から施行する。（令和４年５月 27 日　総会決議）

この規程は、令和6年6月1日から施行する。（令和6年5月28日総会決議）

賃 金 規 程

特定非営利活動法人フードバンク TAMA

第１条（目的及び適用範囲）

この規程は、就業規則に基づき、専従スタッフの賃金について定めたものである。

2　前項以外の嘱託、契約スタッフ、パートタイマー、アルバイト等などの就業形態が特殊な者については、この規程は適用せず、個別の契約等の定めによる。

3　専従スタッフ及び前項の者に対し、職務内容に応じて業務委託契約を結ぶことができる。

第２条（賃金の構成）

賃金の構成は次のとおりとする。

①　基本給（時間給×所定労働時間）

②　時間外勤務割増賃金

③　深夜勤務割増賃金

④　休日勤務割増賃金

⑤　通勤手当

第３条（賃金形態）

賃金は、時給月給制とする。

2　休職、休業、欠勤及び遅刻・早退などにより就業規則に定める所定労働時間の全部又は一部を休業した場合においては、別に定めがある場合を除きその休業した時間に対する賃金は支給しない。

第４条（賃金締切日と支払日）

賃金は、毎月末締めの翌月５日支払いとする。ただし、賃金の原資となる助成金の受給日によっては支払日が変更となる場合がある。

2　第１項の規定に関わらず、次の各号の一に該当するときは専従スタッフ（専従スタッフが死亡したときはその遺族）の請求により、賃金支払日の前であっても既往の労働に対する賃金を支払う。

（１）　専従スタッフの死亡による退職のとき

（２）　専従スタッフ又はその収入によって生計を維持している者が結婚し、出産し、疾病に罹り、災害を受け、又は専従スタッフの収入によって生計を維持している者が死亡した為、費用を要するとき

（３）　専従スタッフ又はその収入によって生計を維持している者が、やむを得ない事由によって、１週間以上にわたって帰郷するとき

（４）　その他やむを得ない事情があるとこの法人が認めたとき

第５条（申請・異動手続）

各種手当の申請書等は、この法人が定める書式に必要な書類を添付し、事実発生の日

から２週間以内に経理担当者に届け出なければならない。

第６条（事実認定及び調査）

各種手当の支給に関する各種の事実認定は、経理担当者が行う。

２　経理担当者は、事実の認定に必要な場合には、前条に定める書類のほかに必要な資料の提出を求め、事実を調査できるものとする。

第７条（賃金の計算方法）

賃金期間の途中に入社、退社、休業、休職、復職した場合、所定労働時間の全部を休業した場合においては、当該休業した期間の賃金は支給しない。

２　所定労働時間の一部を休業した場合（遅刻、早退、私用外出）においては、当該休業した期間の賃金は支給しない。なお、端数は円未満を四捨五入とする。

第８条（賃金の支払方法）

賃金は専従スタッフが指定した場合には、指定した金融機関の本人名義の口座に振り込むことができる。

２　前項の規定に関わらず、次の各号に掲げるものは支払いのときに控除する。

（１）　厚生年金保険料

（２）　健康保険料

（３）　雇用保険料

（４）　所得税及び住民税

（５）　労使協定により、控除することとしたもの

第９条（基本給）

基本給は時間給に所定労働時間を乗じた額とする。時間給の額は、本人の年齢、経験、業務の責任及び困難度等を総合的に鑑み、法人が個別にこれを決定する。

第10条（時間外勤務割増賃金）

時間外勤務手当は、所定労働時間を超えて勤務をしたとき、勤務1時間につき、時間外勤務計算時のおける時間給に100分の125を乗じて得た額とする。

２　１か月の時間外労働が所定労働時間から 60 時間を超えて勤務したとき、60 時間を超える勤務１時間につき、時間外勤務計算時における時間給に 100 分の 150 を乗じて得た額とする。

第11条（深夜勤務割増賃金）

深夜勤務割増賃金は、午後10時から午前5時までの間の勤務1時間について、勤務1時

間当たりの時間給額に0.25を乗じて得た額を加算する。

第12条（休日勤務割増賃金）

法定休日でない休日勤務割増手当は、所定休日に勤務したとき、勤務1時間につき、時間外勤務計算時における時間給に100分の125を乗じて得た額とする。

2　法定休日勤務割増手当は、法定休日に勤務したとき、勤務1時間につき、時間外勤務計算時における時間給に100分の135を乗じて得た額とする。

第13条（適用除外）

就業規則第27条に規定する適用除外に該当する者については、第9条及び前条の規定は適用しない。

第14条（通勤手当）

通勤手当は、住居地より法人までの距離が2ｋｍ以上の者に支給する。

2　通勤に公共交通機関を利用した者は、原則として実費を支給する。

3　自家用車または二輪車（自転車を含む。）を利用した者は、1ｋｍあたり20円を支給する。

第15条（賞　与）

原則として賞与は支給しない。ただし、法人の経営状況等を鑑みて、必要と認めた場合、支給する場合がある。

第16条（退職金）

退職金は支給しない。ただし、本人の勤務期間中の功績等を鑑みて、必要と認める場合には、慰労金を支給する場合がある。

第17条（休職中の賃金）

休職期間中は、無給とする。

第18条（休業補償）

法人は、業務上の事故等で療養のため休業し、賃金の支給を受けないときは、最初の3日間について労働基準法による平均賃金の10割の休業補償費を支給する。

2　通勤途上の事故等で療養のため休業し、賃金の支給を受けないときは、無給とする。

3　法人の都合により、やむを得ず休業させる場合は、当該休業した時間は休業手当を支給するものとし、平均賃金額に100分の60を乗じて得た額を支給する。

第19条（年次有給休暇・特別休暇）

専従スタッフが年次有給休暇又は特別休暇のうち有給である特別休暇を取得したときは、平均賃金額を支給する。また、その他法人が特別に認めた場合は同様の取扱いをすることができる。

第20条（裁判員休暇）

専従スタッフが裁判員休暇を取得したときは、有給とする。

第21条（改　廃）

この規程の改廃は、理事会の決議で行う。

附則

この規定は、令和8年6月1日より施行する。（令和8年5月26日理事会決議）

書式第１７号（法第５５条関係）

特定非営利活動促進法第54条第２項第３号に定める事項を記載した書類

法人名	特定非営利活動法人フードバンクTAMA	事業年度	令和７年４月１日～令和８年３月31日

1　資金に関する事項［①収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項］

※　丸数字は、特定非営利活動促進法第54条第２項第３号に定める事項の詳細について規定している特定非営利活動

(1)　収益の源泉別の明細

収益源泉の内訳	金額
正会員受取会費	17,000円
受取寄附金	19,158,822円
受取補助金	27,831,543円
受取助成金	7,014,898円
受取利息	36,969円
受取謝金	7,500円
雑収入	219,216円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
	円
合計	54,285,948円

(2)　借入金の明細

借入先	金額
なし	円
	円
	円
	円
	円
合計	円

(3)　その他

なし

促進法施行規則第32条第１項各号に対応しています。以下同じです。

2　取引の内容に関する事項［③次に掲げる取引先、取引金額その他その内容に関する事項　イ　収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の最も多いものから順次その順位を付した場合におけるそれぞれ第一順位から第五順位までの取引　ロ　役員等との取引］

(1)　収益の生ずる取引の上位５者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取　引　内　容　等
[redacted]		20,587,000 円	ひとり親家庭等のこどもの食事等支援事業補助金
		11,000,000 円	寄附金
		6,820,000 円	生活困窮世帯に対する緊急食料支援及び冷凍食品の取扱拡大事業助成金
		4,271,197 円	食品アクセス確保緊急支援事業補助金
		3,000,000 円	寄附金

(2)　費用の生ずる取引の上位５者

氏名又は名称	住所又は所在地	取引金額	取　引　内　容　等
[redacted]			職員給与
		2,569,000 円	給与
			給与
			給与
			給与

(3)　役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の親族等との取引

イ　資産の譲渡（棚卸資産を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	譲渡資産の内容	譲渡年月日	譲渡価格	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ロ　資産の貸付け（金銭の貸付けを含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	貸付資産の内容	貸付年月日	対価の額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

ハ　役務の提供（施設の利用等を含む。）

取引先の氏名等	法人との関係	役務の提供の内容	役務の提供年月日	対価の額	その他の取引条件等
なし				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	
				円	

3　寄附者に関する事項［④寄附者（役員、役員の親族等で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が20万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日］

氏　　名	寄　附　金　額	受領年月日
なし	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	
	円	

4　役員等に対する報酬又は給与の状況［⑤イ　役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)、ロ　給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額］

役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者(注1)（以下「役員等」という。）に対する報酬又は給与の支給について記載してください。

（注１）「役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係にある者」とは次の者が該当します。

① 役員、社員、職員若しくは寄附者若しくはこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族

② ①の者と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

③ ①の者の使用人及び使用人以外の者で「役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族」から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

④ ②又は③に掲げる者の配偶者若しくは三親等以内の親族でこれらの者と生計を一にしている者

イ　役員等に対する報酬又は給与の支給の状況(ロを除く。)

氏　　名	職　名	法人との関係（注２）	報酬・給与の区　　分	支給期間等	支給金額
[redacted]			給与	令和７年４月１日～令和８年３月31日	2,569,000 円
			給与	令和７年４月１日～令和８年３月31日	[redacted]
			給与	令和７年４月１日～令和８年３月31日	
			給与	令和７年４月１日～令和８年３月31日	
			給与	令和７年４月１日～令和８年３月31日	
			給与	令和７年４月１日～令和８年３月31日	400,000 円

（注２）注１の①～④の内容を具体的に記述します。

ロ　給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額

集計期間	令和７年４月１日　～　令和８年３月31日

給与を得た職員の総数	左記の職員に対する給与総額
2人	232,875 円

5　支出した寄附金に関する事項［⑥支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日］

支出先の名称等	住所等	支出年月日	支出金額	寄附の目的等
[redacted]	[redacted]	令和８年 ３月 12 日	500000 円	こども家庭庁助成金配布
		令和８年 ３月 12 日	500000 円	こども家庭庁助成金配布
		令和８年 ３月 12 日	450000 円	こども家庭庁助成金配布
		令和８年 ３月 12 日	490000 円	こども家庭庁助成金配布
		令和８年 ３月 12 日	399000 円	こども家庭庁助成金配布
		令和８年 ３月 12 日	430000 円	こども家庭庁助成金配布
		令和８年 ３月 12 日	500000 円	こども家庭庁助成金配布
		令和８年 ３月 12 日	500000 円	こども家庭庁助成金配布
		令和８年 ３月 12 日	265000 円	こども家庭庁助成金配布
		令和８年 ３月 12 日	472000 円	こども家庭庁助成金配布
		令和８年 ３月 12 日	500000 円	こども家庭庁助成金配布
		令和８年 ３月 12 日	197000 円	こども家庭庁助成金配布
		令和８年 ３月 12 日	486000 円	こども家庭庁助成金配布
		令和８年 ３月 12 日	500000 円	こども家庭庁助成金配布
		令和８年 ３月 12 日	450000 円	こども家庭庁助成金配布
		令和８年 ３月 12 日	341000 円	こども家庭庁助成金配布
		令和８年 ３月 12 日	410000 円	こども家庭庁助成金配布
		令和８年 ３月 12 日	400000 円	こども家庭庁助成金配布
		令和８年 ３月 12 日	500000 円	こども家庭庁助成金配布
		令和８年 ３月 12 日	500000 円	こども家庭庁助成金配布

[redacted]	令和８年 ３月 12 日	500000 円	こども家庭庁助成金配布
	令和８年 ３月 12 日	500000 円	こども家庭庁助成金配布
	令和８年 ３月 12 日	353000 円	こども家庭庁助成金配布
	令和８年 ３月 12 日	460000 円	こども家庭庁助成金配布
	令和８年 ３月 12 日	500000 円	こども家庭庁助成金配布
	令和８年 ３月 12 日	471000 円	こども家庭庁助成金配布
	令和８年 ３月 12 日	186000 円	こども家庭庁助成金配布
	令和８年 ３月 12 日	310000 円	こども家庭庁助成金配布
	令和８年 ３月 12 日	420000 円	こども家庭庁助成金配布
	令和８年 ３月 12 日	318000 円	こども家庭庁助成金配布
	令和８年 ３月 12 日	500000 円	こども家庭庁助成金配布
	令和８年 ３月 12 日	500000 円	こども家庭庁助成金配布
	令和８年 ３月 12 日	344000 円	こども家庭庁助成金配布
	令和８年 ３月 12 日	350000 円	こども家庭庁助成金配布
	令和８年 ３月 12 日	300000 円	こども家庭庁助成金配布
	令和８年 ３月 12 日	245000 円	こども家庭庁助成金配布
	令和８年 ３月 12 日	483000 円	こども家庭庁助成金配布
	令和８年 ３月 12 日	500000 円	こども家庭庁助成金配布
	令和８年 ３月 12 日	500000 円	こども家庭庁助成金配布
	令和８年 ３月 12 日	500000 円	こども家庭庁助成金配布
	令和８年 ３月 12 日	470000 円	こども家庭庁助成金配布
	合　　計	17500000 円	

6　海外への送金等に関する事項［⑦海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日］

実　施　日	使　　途	金　　額
なし		円
．　．		円
．　．		円
．　．		円
．　．		円
．　．		円
．　．		円
．　．		円
．　．		円
．　．		円

書式第７号（法第４４条・５１条・５８条関係）

認定基準等チェック表　（第３表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人フードバンクTAMA	チェック欄
３ 運営組織及び経理に関して次に掲げる基準に適合していること イ　役員の総数のうちに次の者の数の占める割合がそれぞれ３分の１以下であること (1)　役員及びその親族等 (2)　特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等 ロ　各社員の表決権が平等であること ハ　会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けていること、又は帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存について青色申告法人に準じて行われていること ニ　支出した金銭の費途が明らかでないものがある等の不適正な経理が行われていないこと		✓

イ

区分＼項目		役員数	最も人数が多い「親族等」のグループの人数	割合 (②÷①)	最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者及びこれらの者の親族等」のグループの人数	割合 (④÷①)
		①	②	③	④	⑤
ⓐ	令和7年4月1日～令和8年3月31日	5人	0人	0%	0人	0%
ⓑ	令年　月　日～　年　月　日	人	人	%	人	%
ⓒ	年　月　日～　年　月　日	人	人	%	人	%
ⓓ	年　月　日～　年　月　日	人	人	%	人	%
ⓔ	年　月　日～　年　月　日	人	人	%	人	%
ⓕ	年　月　日～　年　月　日	人	人	%	人	%
申請時		人	人	%	人	%

（注１）　各欄の人数等は、第３表付表１「役員の状況」から転記してください。

（注２）　③及び⑤については、小数点以下第２位を切り捨てた数値を記載してください。

ロ

各社員の表決権が平等である	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
上記を証する書類の名称とその内容等 定款第27条 第1項に「各正会員の表決権は、平等なものとする。」と規定。	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

（注意事項）

- 認定基準等チェック表（第３表）は、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、上記ロの記載の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

ハ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている	はい・(いいえ)	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ
帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている	(はい)・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ	はい・いいえ

㊟　該当する項目を○で囲み、監査証明書又は第３表付表２「帳簿組織の状況」を添付してください。

ニ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
費途が明らかでない支出がある、帳簿に虚偽の記載がある等の不適正な経理の有無	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

「認定基準等チェック表」（第３表）記載要領

項　　目	記　載　要　領	注　意　事　項
イの各欄	区分欄の「ⓐ～ⓕ」の各欄には、実績判定期間の各事業年度（又は各年）を記載します。 第３表付表１「役員の状況」を記載して、「①」、「②」及び「④」の各欄に該当する人数を転記します。	
ロの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には、例えば、「定款（又は会則）第○条に『各正会員の表決権は、平等なものとする』と規定」のように記載します。	「上記を証する書類の名称とその内容等」欄には証する書類の内容を文言のとおりに記載します。
ハの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「ⓐ」から「ⓕ」については、イに記載する各期間（「ⓐ」から「ⓕ」）を示したものです。	①　「会計について公認会計士又は監査法人の監査を受けている」の「はい」に「○」した場合には監査証明書を添付してください。 ②　「帳簿書類の備付け、取引の記録及び帳簿書類の保存を青色申告法人に準じて行っている」の「はい」に「○」した場合には、第３表付表２「帳簿組織の状況」を記載し添付してください。
ニの各欄	該当する一方を「○」で囲みます。 なお、「ⓐ」から「ⓕ」については、イに記載する各期間（「ⓐ」から「ⓕ」）を示したものです。	

記載要領の補足

○　ニにおいて、「費途が明らかでないもの」とは、法人が費用として支出した金額のうち、その費途を確認することができないものをいい、法人が名目に関わらず支出した金銭でその費途が明らかでないものが、これに当たります。 なお、意図的にその支出先を明らかにしない支出がある場合も、当然に「費途が明らかでないもの」があることになり、認定を受けることはできません。

書式第８号（法第４４条･５１条･５８条関係）

役　員　の　状　況

第３表付表１

法人名	特定非営利活動法人フードバンク TAMA	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
役　員　数		5人	人	人	人	人	人	人
(1) 最も人数が多い「親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人
(2) 最も人数が多い「特定の法人の役員又は使用人である者並びにこれらの者の親族等」のグループの人数		0人	人	人	人	人	人	人

役　員　の　内　訳

氏　名	住　所	職名	続柄等	就任等の状況 ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時	就任・退任年月日
神山　治之	[redacted]	理事	[redacted]	○							平成28年9月16日就任
芝田　晴一朗		理事		○							平成28年9月16日就任 令和6年2月20日退任 令和7年7月1日就任
石渡　ひかる		理事		○							令和3年5月28日就任
早川　洋子		理事		○							平成28年9月16日就任
清水　至		監事		○							平成28年9月16日就任

（注意事項）

認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

書式第９号（法第４４条・５１条・５８条関係）

帳　簿　組　織　の　状　況

第３表付表２

法人名	特定非営利活動法人フードバンク TAMA

伝　票　又　は　帳　簿　名	左の帳簿等の形態	記帳の時期	保存期間
総勘定元帳	会計ソフト「かんたんクラウド会計」使用 ルーズリーフ	都度	７年
仕訳日記帳	会計ソフト「かんたんクラウド会計」使用 ルーズリーフ	都度	７年
固定資産台帳	エクセル使用 ルーズリーフ	年１回	７年

（記載要領）

- 「伝票又は帳簿名」欄は、例えば「入金伝票」、「出金伝票」、「振替伝票」、「現金出納帳」、「総勘定元帳」などのように記載します。
- 「左の帳簿等の形態」欄は、「単票」、「ルーズリーフ」、「装丁帳簿」などのように記載します。
- 「記帳の時期」欄は、「都度」、「毎日」、「週１回」のように記載します。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した内容に変更がないときは、添付を省略することができます。

書式第１０号（法第４４条・５１条・５８条関係）

認定基準等チェック表　（第４表）

（初葉）

法人名	特定非営利活動法人フードバンク TAMA	チェック欄
		✓

４　事業活動に関して次に掲げる基準に適合していること

イ　宗教活動又は政治活動等を行っていないこと

ロ　役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益を与えないこと、役員等又は役員等が支配する法人と当法人との間の資産の譲渡等に関して特別の利益を与えないこと、役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えないこと、及び営利を目的とした事業を行う者、上記イの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対し寄附を行わないこと

ハ　実績判定期間における事業費の総額のうち特定非営利活動に係る事業費の額の占める割合が８０%以上であること

ニ　実績判定期間における受入寄附金総額の７０%以上を特定非営利活動の事業費に充てていること

イ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
宗教の教義を広め、儀式を行い、及び信者を教化育成する活動	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
政治上の主義を推進し、支持し、又はこれに反対する活動	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
特定の公職の候補者若しくは公職にある者又は政党を推薦し、支持し、又はこれらに反対する活動	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

ロ

項　　目	ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
役員の職務の内容、職員に対する給与の支給の状況、当法人とその活動内容及び事業規模が類似する他の法人の役員に対する報酬の支給の状況等に照らして、当法人の役員に対する報酬の支給として過大と認められる報酬の支給その他役員等に対し報酬又は給与の支給に関して特別の利益の供与の有無	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等又は役員等が支配する法人に対しその対価の額が当該資産のその譲渡の時における価額に比して著しく過少と認められる資産の譲渡その他役員等又は役員等が支配する法人と当法人の間の資産の譲渡等に関して特別の利益の供与の有無	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
役員等に対し役員の選任その他当法人の財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益の供与の有無	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無
営利を目的とした事業を行う者及びイの活動を行う者又は特定の公職の候補者若しくは公職にある者に対する寄附の有無	有・(無)	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無	有・無

（注意事項）

- 「認定基準等チェック表（第４表）」は、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時においても記載及び添付する必要があります。その場合、「認定基準等チェック表 第４表（次葉）」（ハ及びニ）の記載及び添付の必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、法第55条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

書式第１３号（法第４４条・５１条・５８条関係）

認定基準等チェック表　（第５表）

法人名	特定非営利活動法人フードバンク TAMA	チェック欄
５　次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させること		✓

イ　特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等、役員名簿及び定款等（個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの）

ロ　各認定基準等に適合する旨及び欠格事由に該当しない旨を説明する書類

ハ　寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類

ニ　役員報酬又は職員給与の支給に関する規程

ホ　収益の明細その他の資金に関する事項、資産の譲渡等に関する事項、寄附金に関する事項その他一定の事項等を記載した書類

ヘ　助成の実績を記載した書類

次に掲げる書類について閲覧の請求があった場合には、正当な理由がある場合を除きこれをその事務所において閲覧させることに同意する。 **※閲覧に関する細則（社内規則）等がある場合には、その細則（社内規則）等を添付してください。**	同　意	
	(する)	しない

イ	①　事業報告書等（事業報告書、財産目録、貸借対照表、活動計算書、年間役員名簿、社員のうち 10 人以上の者の氏名及び住所又は居所を記した書面） ②　役員名簿 ③　定款等（定款、認証書の写し、登記事項証明書の写し） ※いずれも認定基準の対象となるのは、個人の住所又は居所に係る記載の部分を除いたもの
ロ	各認定基準等に適合する旨を説明する書類、欠格事由に該当しない旨を説明する書類
ハ	寄附金を充当する予定の具体的な事業の内容を記載した書類
ニ	前事業年度の役員報酬又は職員給与の支給に関する規程
ホ	次の事項を記載した書類 ①　収益の源泉別の明細、借入金の明細その他の資金に関する事項 ②　資産の譲渡等に係る事業の料金、条件その他その内容に関する事項 ③　次に掲げる取引に係る取引先、取引金額その他その内容に関する事項 ・　収益の生ずる取引及び費用の生ずる取引のそれぞれについて、取引金額の多い上位５者との取引 ・　役員、社員、職員若しくは寄附者又はこれらの者の配偶者若しくは三親等以内の親族又はこれらの者と特殊の関係のある者との取引 ④　寄附者（役員、役員の配偶者若しくは三親等以内の親族又は役員と特殊の関係のある者で、当該法人に対する寄附金の額の事業年度中の合計額が 20 万円以上であるものに限る。）の氏名並びにその寄附金の額及び受領年月日 ⑤　役員等に対する報酬又は給与の状況 a　役員等に対する報酬又は給与の支給の状況（b に係る部分を除く。） b　給与を得た職員の総数及び当該職員に対する給与の総額に関する事項 ⑥　支出した寄附金の額並びにその相手先及び支出年月日 ⑦　海外への送金又は金銭の持出しを行った場合におけるその金額及び使途並びにその実施日
ヘ	助成金の支給を行った場合に事後に所轄庁に提出した書類の写し

（注意事項）

・認定基準等チェック表第５表は、法第 55 条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。

・認定の有効期間の更新の申請に当たっては、添付の必要はありません。

書式第１４号（法第４４条･５１条･５８条関係）

認定基準等チェック表　（第６、７、８表）

法人名	特定非営利活動法人フードバンク TAMA

認定基準等チェック表　（第６表）

６　実績判定期間を含む各事業年度の特定非営利活動促進法第２８条に規定する事業報告書等を同法第２９条の規定により所轄庁に提出していること	チェック欄

特定非営利活動促進法第 28 条に規定する事業報告書等の所轄庁への提出の有無

ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ
有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

認定基準等チェック表　（第７表）

７　法令又は法令に基づいてする行政庁の処分に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実その他公益に反する事実がないこと	チェック欄
	✓

法令に違反する事実、偽りその他不正の行為により何らかの利益を得、又は得ようとした事実
その他公益に反する事実の有無

ⓐ	ⓑ	ⓒ	ⓓ	ⓔ	ⓕ	申請時
有 ・ (無)	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無	有 ・ 無

注・認定基準等チェック表（第７表）は、法第 55 条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に記載及び添付する必要があります。

認定基準等チェック表　（第８表）

８　申請書を提出した日を含む事業年度の初日において、その設立の日以後１年を超える期間が経過していること	チェック欄

事業年度	月　日～　月　日	設立年月日	

（注意事項）

- 法第５５条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）の提出時に当たっては、認定基準等チェック表（第６表及び第８表）は、記載する必要はありません。
- 認定の有効期間の更新の申請に当たっては、認定基準等チェック表（第６表及び第８表）の記載の必要はありません。また、法第５５条第１項に基づく書類（役員報酬規程等提出書類）に記載した事項について、改めて記載する必要はありません。

書式第１５号（法第４４条・５１条・５８条関係）

欠格事由チェック表

法人名	特定非営利活動法人フードバンク TAMA	チェック欄

認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の基準にかかわらず、次のいずれかの欠格事由に該当する法人は認定、特例認定又は認定の有効期間の更新を受けることができません。 ✓

１　役員のうちに、次のいずれかに該当する者がある場合

イ　認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から５年を経過しないもの

ロ　禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

ハ　特定非営利活動促進法若しくは暴力団員不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法 204 条等(注1)若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者

ニ　暴力団の構成員等(注2)

２　認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から５年を経過しない法人

３　定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人

４　国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から３年を経過しない法人（認定、特例認定及び認定の有効期間の更新の申請時には、所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その４」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書の添付が必要となります）。

５　国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から３年を経過しない法人

６　次のいずれかに該当する法人

イ　暴力団

ロ　暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人

1	役員のうち、次のいずれかに該当する者の有無	
イ	認定特定非営利活動法人が認定を取り消された場合又は特例認定特定非営利活動法人が特例認定を取り消された場合において、その取消しの原因となった事実があった日以前１年内に当該認定特定非営利活動法人又は当該特例認定特定非営利活動法人のその業務を行う理事であった者でその取消しの日から５年を経過しない者の有無	有・(無)
ロ	禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者の有無	有・(無)
ハ	特定非営利活動促進法若しくは暴力団員による不当行為防止法に違反したことにより、若しくは刑法第 204 条等若しくは暴力行為等処罰法の罪を犯したことにより、又は国税若しくは地方税に関する法律に違反したことにより、罰金刑に処せられ、その執行が終わった日又はその執行を受けることがなくなった日から５年を経過しない者の有無	有・(無)
ニ	暴力団の構成員等の有無	有・(無)

2	認定又は特例認定を取り消されその取消しの日から５年を経過しない法人	はい・(いいえ)

3	定款又は事業計画書の内容が法令等に違反している法人	はい・(いいえ)

4	国税又は地方税の滞納処分の執行がされているもの又は当該滞納処分の終了の日から３年を経過しない法人	はい・(いいえ)
添付書類	認定、特例認定又は認定の有効期間の更新の申請時に、上記４に係る所轄税務署長等から交付を受けた納税証明書「その４」並びに関係都道府県知事及び市区町村長から交付を受けた滞納処分に係る納税証明書を添付すること ※その他の事務所がある場合は、その他の事務所所在の滞納処分に係る納税証明書も添付すること ※役員報酬規程等提出書には添付不要	

5	国税に係る重加算税又は地方税に係る重加算金を課された日から３年を経過しない法人	はい・(いいえ)

6	次のいずれかに該当する法人	
イ	暴力団	はい・(いいえ)
ロ	暴力団又は暴力団の構成員等の統制下にある法人	はい・(いいえ)